

第2回 地方法人課税に関する検討会

# 地方法人課税のあり方等について

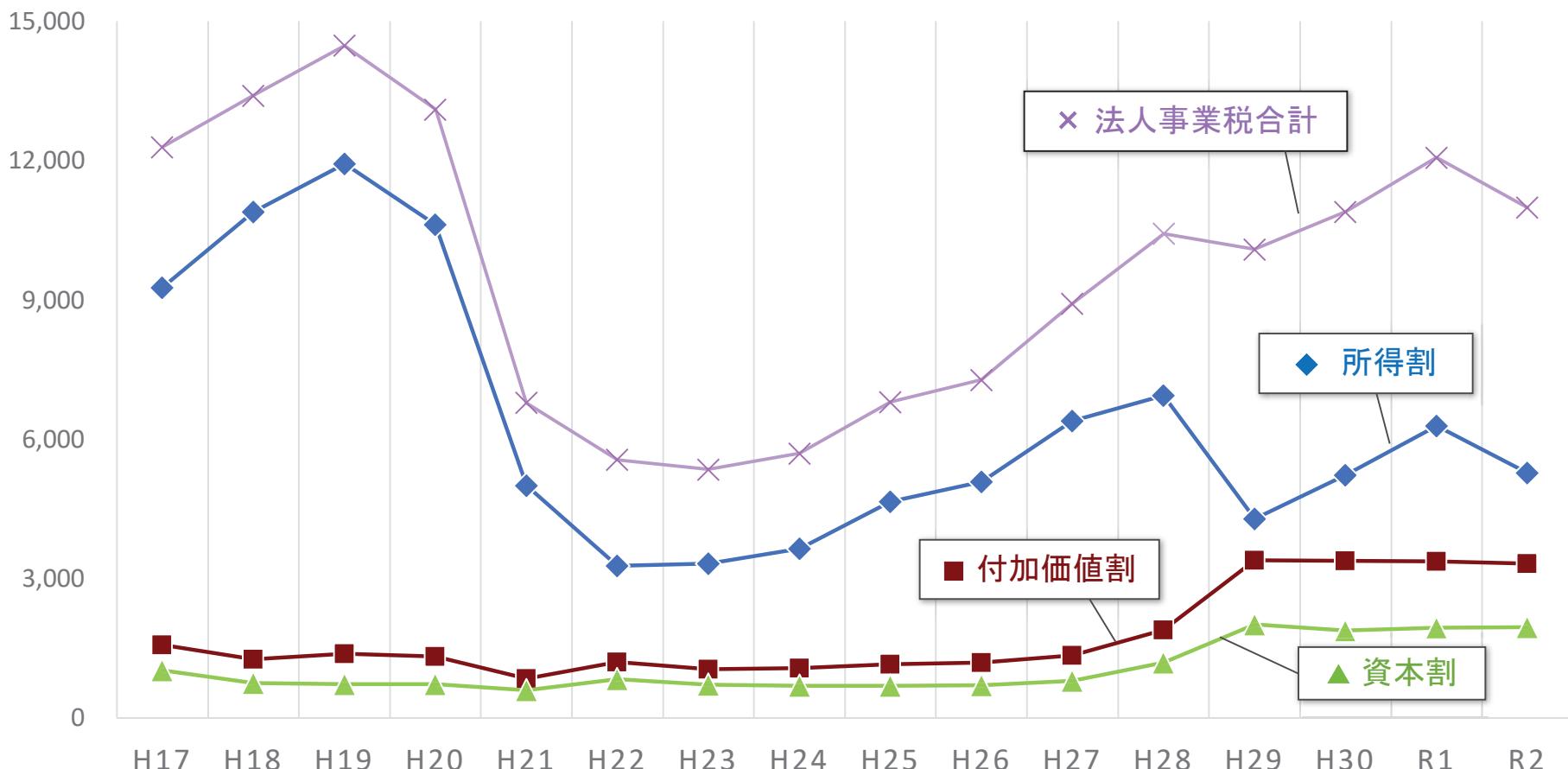
令和4年9月16日

# 外形標準課税について

- 外形標準課税は、法人の事業規模に応じた薄く広い課税により、公平性を確保できるとともに、景気変動に左右されにくく、税収の安定化に寄与している。

(億円)

法人事業税の割別税収推移（現年課税分）



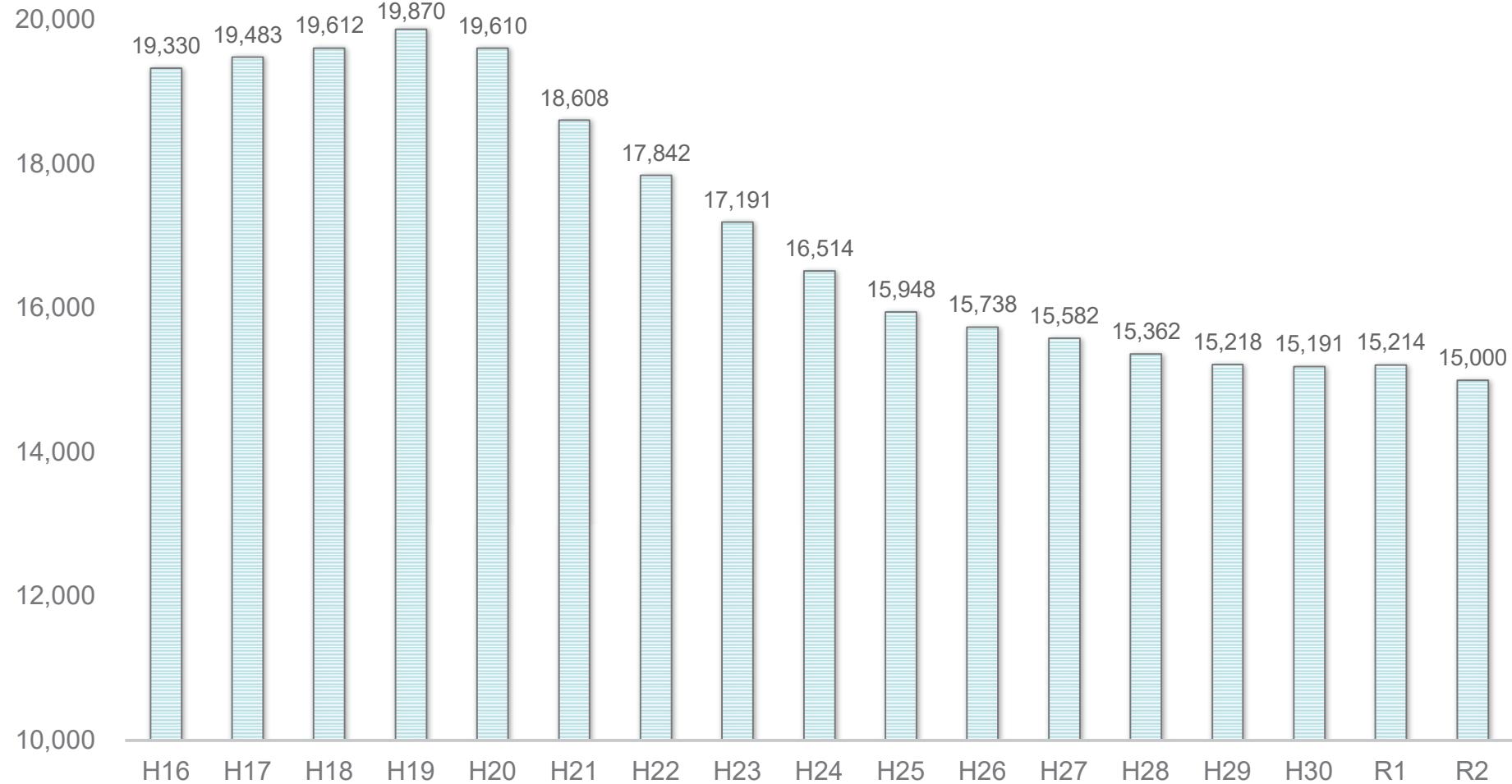
注：地方法人特別税・特別法人事業税を含まない。

※ H27・H28改正で、  
外形標準課税の割合が拡大

## 東京都内の外形標準課税対象法人の推移

- 東京都においても、外形標準課税の対象法人は、年々減少傾向にあり、H19年度と比べると、4,000社以上減少している。

(法人数)



注：東京都内に事務所又は事業所を有する、資本金1億円超の普通法人（相互会社等を含む。）の数 (年度)

## 外形標準課税対象法人数の減少要因

- 外形標準課税対象でなくなった法人から、無作為で100社を抽出し、減少要因を調査

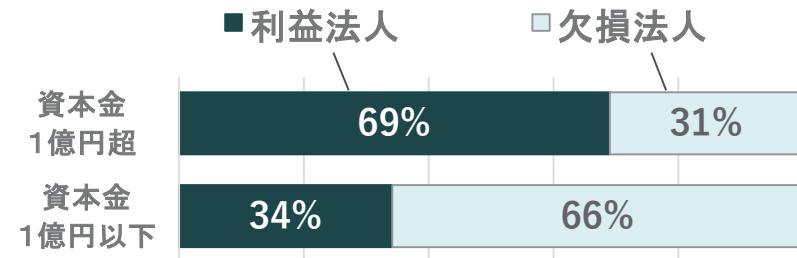
要因の類型	法人数(社)
A 減資によるもの	47
B 他道府県への移転	1
C 合併に伴う解散	27
D 清算結了	20
E 休業	5

注：東京都内に主たる事務所又は事業所を有する法人で、H24年度からR 2年度の間に外形標準課税の対象でなくなった法人（約4,000社）から、無作為で100社を抽出

# 外形標準課税の対象法人について

- 外形標準課税の対象法人のあり方に  
ついては、**中小企業の経営や地域経済**  
への影響を考慮し、慎重に検討するべき。
- 他方、法人の事業活動規模に応じて課税するという外形標準課税の趣旨を  
踏まえると、必ずしも資本金が法人の活動規模を表していない例もある。
- 外形標準課税の適用基準については、中小法人の負担に十分に配慮しつつ、  
法人の規模及び活動実態等を的確に表すものとして、**資本金以外の指標も**  
**組み合わせることなどを検討すべき。**
- 外形標準課税の適用基準を検討する場合は、複雑な計算を要する基準とすると  
納税者や課税庁の事務負担に繋がる懸念があるため、**実務面への影響について**  
**配慮いただきたい。**

資本金区分別の利益法人割合



# 国際課税について(総論、第1の柱)

国際課税制度の見直しに伴う税収については、国だけではなく地方分が含まれると考えるべきであり、各地方自治体に適切に帰属させるべき。

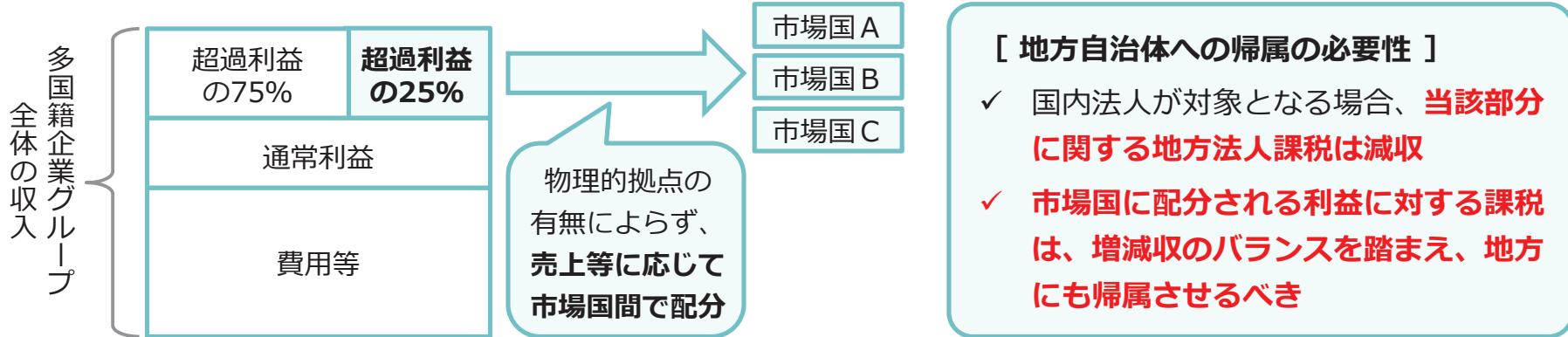
## <第1の柱について>

- 配分基準とされる「売上」は、国及び地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っていることを踏まえるべき。
- 現在法人二税を課されている法人が、第1の柱の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべき。

### [ 第1の柱の仕組みのイメージ ]

対象：全世界売上が200億ユーロ超、かつ、利益率が10%超の多国籍企業

概要：売上の10%を超える超過利益の25%を売上等に応じて市場国へ配分



## 国際課税について(第2の柱)

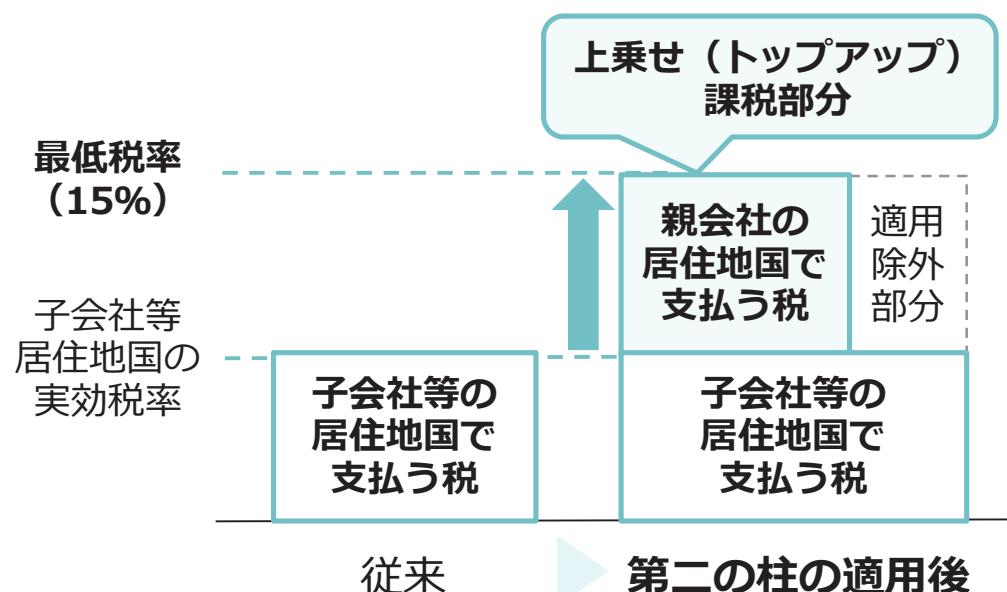
<第2の柱について>

- 軽課税国における地方税分を含む実効税率と最低法人税率15%との差分が課税対象となることを踏まえるべき。
- 軽課税国に子会社や親会社を有する国内企業への課税であり、地方にも税収を帰属させるに当たり、当該企業が所在する地方自治体が対象となるべき。

[ 第2の柱の仕組みのイメージ ]

対象：年間総収入金額が7.5億ユーロ以上の多国籍企業

概要：子会社等の居住地国における地方税分を含む実効税率と最低税率15%との差分を  
親会社等の居住地国において課税



### [ 地方自治体への帰属の必要性 ]

- ✓ 子会社等の居住国で支払う税は、地方税を含む所得課税等であり、「上乗せ (トップアップ) 課税」部分にも、地方税相当分が含まれると解すべき
- ✓ そのため、地方にも税収を帰属させるべきであり、当該企業が所在する地方自治体を対象とすべき

## 税収の帰属方法について

- 地方に帰属すべき税収に関しては、本来、地方自治体が自ら課税すべきであるが、その場合、以下の課題が考えられる。
  - ・ 第1の柱について、対象法人が物理的拠点を有しない場合、課税すべき自治体を特定できないのではないか。また、多国籍企業の超過利益を自治体が確認することは困難なのではないか。
  - ・ 第2の柱について、国と地方分合させて最低税率15%ちょうどになるように課税することは課題が多いのではないか。
- 以上の点を踏まえると、**地方相当分も含めて国が徴収し、地方に配分する仕組みを構築することも選択肢の一つなのではないか。**
- その場合、地方分の税収については、以下の理由より、**不交付団体に対する制限や割落としを加えることなく、各地方自治体に適切に帰属させるべき。**

### [ 地方への帰属の考え方 ]

- ✓ 第1の柱の市場国間の配分基準である「売上」は、**全ての地方自治体（不交付団体も含む）が整備する社会インフラを基盤**としており、増収分は**適切な基準により全ての自治体に帰属させるべき**
- ✓ 第2の柱は**軽課税国に子会社等を有する国内企業への課税**であるため、**当該企業が所在する地方自治体に帰属させるべき**

## « 令和元年度東京都税制調査会答申（令和元年10月）＜抜粋＞ »

### Ⅱ デジタル経済と地方税財政制度

#### 3 デジタル経済に対応した税制のあり方

##### (1) 国際課税の新ルールについて

国際課税の新ルールがどのようなものになるにせよ、PE の代わりになるネクサスの存在が国内に認定された場合、当該ネクサスが国内のいずれかに存在することは明らかである。それがマーケティング無形資産であるか、利用者参加であるかは別として、いずれかの地方自治体において事業活動が行われているとみなすことができる。

地方税の応益原則に照らしても、デジタル企業の事業活動が主にインターネット上（サイバー空間）で行われるとはいっても、いずれかの地域（フィジカル空間）における営業活動やデジタルプラットフォーム等の利用行為を通じて付加価値が創出されると鑑みれば、デジタル企業の受益を一概に否定するべきではない。

## « 令和3年度東京都税制調査会答申（令和3年10月）＜抜粋＞ »

### Ⅱ 税制改革の方向性

#### 2 時代の変化に対応した税制度の構築

##### (4) 新たな国際課税ルールへの対応

OECD 案第1の柱により多国籍企業の所得が増加する場合、法人税の增收を通じて地方交付税の原資が拡充することに加え、所得や法人税額の増加に伴い、地方法人課税の課税ベースも拡大する。また、国際課税の新ルールによりPE の代わりになるネクサスの存在が国内に認定された場合、当該ネクサスが国内のいずれかに存在することは明らかであり、いずれかの地方自治体において事業活動が行われているとみなすことができる。

地方法人課税をOECD 案第1の柱に対応させるには、無形資産を基盤とする多国籍企業の収益について、各地方自治体からの受益の程度や収益への寄与度等を把握することが必要となる。代替指標を用いる方法も考えられるが、まずはその実現に向け、基本的な議論の積み重ねや実効性の検証が行われるべきである。

一方、当面の間は、新たな国際課税に伴う地方税增收相当分を国が徴収し、それぞれの地方に配分するという仕組みが必要となる。

いざれにしても、新たな国際課税ルールに対応していく観点から、2023 年からの新たな国際課税の実施を見据えて、税収の適切な地方への配分に向けて議論を重ねていく必要がある。